○農林水産省告示第千八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年七月三日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡球磨村大字渡乙字三平落三八〇九

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び球磨村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百五十八号

消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第十九条第二項において準用する第十八条第一項の規定に基づき、平成二十九年七月一日付けで次のように同法第十二条第一項の登録の更新を行ったので、同法第四十六条第一号の規定に基づき公示する。

平成二十九年七月三日

経済産業大臣　世耕　弘成

登録の区分	外国登録検査機関
ライター	寧波中盛産品検測有限公司 中華人民共和国浙江省寧波市高新区清逸路６６号検測認証園区Ａ棟

（参考）

寧波中盛産品検測有限公司の事業所の名称及び所在地は、次のとおりである。

寧波中盛産品検測有限公司（中華人民共和国浙江省寧波市高新区清逸路６６号検測認証園区Ａ棟）

○国土交通省告示第六百六十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年七月三日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

イキマサ川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

愛媛県松山市中島大浦

三五四九番　一号
三五五〇番　二号
二五二二番二　三号
三五五三番　四号及び五号
二五二二番一　六号
三五四八番　七号

○国土交通省告示第六百六十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年七月三日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

久木野川一

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地

鹿児島県薩摩郡さつま町泊野

字竹八重　六二五九番四
六二五九番三七
六二五九番三九
六二五九番四〇
六二五九番五一
六二八〇番一
六二八二番三

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

名音北川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十七年建設省告示第六十六号で指定した同号三十に掲げる土地の区域を除く。）

鹿児島県大島郡大和村大字名音

字仲ン塔　一一二番　一号
一五三番　二号
一三〇番二　五号

字大平　二一二番　三号
二一〇番　四号

○防衛省告示第百三十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年七月三日

防衛大臣　稲田　朋美

日　時　平成二十九年七月十日（予備、同月十一日から同月十四日）までの間、毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四七分一二秒
(イ)　北緯三二度二〇分一二秒
(ウ)　東経一二八度四五分五二秒
(エ)　東経一二九度〇九分五二秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百三十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年七月三日

防衛大臣　稲田　朋美

日　時　平成二十九年七月十一日（予備、同月十二日及び同月十三日）までの間、毎日〇七〇〇から一七〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三三度五九分五一秒
(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度五九分五一秒
(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度三七分五一秒
(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度三七分五一秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒
(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒